

第1回 大阪府 手話言語条例評価部会

日 時：平成29年6月21日（水）
14時から16時まで

場 所：大阪府庁本館1階 第2委員会室

○事務局 事務局の不手際で、開始が遅れて申し訳ございません。終了時間は16時10分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから「第1回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例評価部会」を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めます障がい福祉室自立支援課です。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、障がい福祉室長よりごあいさつをいたします。

○事務局 皆さんこんにちは。大阪府障がい福祉部障がい福祉室長でございます。第1回手話言語条例評価部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

皆さまには、本部会の委員をお引き受けいただき、また本日はお忙しいところ、悪天候にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年度、手話言語条例検討部会で皆さまにご意見をいただきまして、取りまとめでいただきました提言におきましては、大阪府ならではの方向性といたしまして、聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者が自然に習得する言語といたしまして、手話を選択しようとするときに、そのことを支援する環境づくりを行っていくべきということと、教育現場での取組みの重要性が明記されたところでございます。この提言を踏まえまして策定いたしました条例案でございますが、先般の府議会におきまして議決いただき、3月29日に公布、施行したところでございます。

条例の内容でございますが、第1条から5条までに、目的のほか、言語としての手話の認識でありますとか、聴覚に障がいのある方々が、乳幼児期からその保護者や家族とともに手話を習得することのできる機会を確保すること。学校、事業者による手話の習得の機会の確保への支援を定めまして、それぞれの情報に基づきまして、取組みを開始したところでございます。

先日も、河崎委員や、大阪聴力障害者協会さまのご協力により、聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者らを対象といたしました集いでございますが、「こめっこ」を開催していただきましたところ、大変多くの方々に参加していただきました。未来が少し明るくなったと、そう話されている保護者の方もおられます。

また、多くの報道関係の方々にも取材をしていただきました。改めてこの取組みに対する関心の高さ、また、責任の重さというものをひしひしと感じているところでございます。

今年は、来月トルコにおきまして、夏期デフリンピックが開催される年でもございます。大阪からも7名の選手が派遣されるとお聞きしておりますけれども、こうした記念すべき年に条例を施行し、それに基づく取組みをスタートできましたのも、委員の皆さまをはじめ、関わる全ての方々の並々ならぬご熱意の賜物であると、改めて感謝申し上げます。

本日は、この後事務局より条例に基づく取組みを中心にご説明させていただきますけれども、委員の皆さまには、条例が目指す、手話が言語として認められ、手話を必要とする

方々が手話を身につける機会がさまざまな場で提供される社会を実現するためにも、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない評価、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日ご出席の委員の皆さまをご紹介します。座席の順にご紹介させていただきます。

忠岡町健康福祉部いきがい支援課長、泉元委員。

一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長、長谷川委員。

大阪狭山市健康福祉部次長兼福祉グループ課長、山本委員。

株式会社エルアイ武田人材開発室長、大森委員。

一般社団法人全国手話通訳問題研究会大阪支部長、井澤委員。

国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授、河崎委員。

四天王寺大学名誉教授、慎委員。

一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長、嵐谷委員。

元大阪府立堺聴覚支援学校校長、山本委員。

公益社団法人大阪聴力障害者協会会長、大竹委員。

社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会理事、長宗委員。

なお、事務局ですが、障がい福祉室長のほか、7名が出席しております。よろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料0 大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例評価部会運営要領（案）

資料1-① 「手話言語条例」の概要等について

② 「手話言語条例」の逐条解説等について

③ 「手話言語条例検討部会」提言

資料2 「手話言語条例」に基づく取組みについて

（別紙①） 府政だより6月号

（別紙②） 「こめっこ」について

（別紙③） 乳幼児手話言語獲得ネットワークに関する規約（案）について

（別紙④） 教員向け手話講座について

（別紙⑤） 聴覚障がい者情報提供施設について

（別紙⑥） 大阪府と大阪聴力障害者協会との手話言語条例に基づく施策の推進に関する協定書

資料3 都道府県・市町村の条例制定状況等について

資料4 国への提案等について

資料5 福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）整備事業について

参考資料

- 第4次大阪府障がい者計画の見直しについて一意見具申（抜粋）
- 配席図・委員名簿
- 大阪府障害者施策推進協議会条例・障害者施策推進協議会要綱
- 会議の公開に関する指針

以上を本日お配りしております。資料の不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

○事務局 「こめっこ」のチラシを差し替えをお願いします。

○事務局 この「こめっこ」の案内チラシですけれども、誤ったものが付いておりましたので、差し替えさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

次に、本部会の部会長ですが、推進協議会条例第6条第3項において「部会に部会長を置き、会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる」としています。5月25日の協議会で会長から指名がありましたので、河崎委員をお願いします。

それでは、以降の議事進行について、河崎部会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○部会長 神戸大学の河崎です。よろしく願いいたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。本日の議題ですが、次第にありますとおり、一つ目に、大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例評価部会運営要領の（案）について。二つ目に、「手話言語条例」に基づく取組みに係る評価・助言等について。三つ目に、その他について。以上、三つの項目について議題を進めさせていただきます。終了は午後4時10分を予定しております。議事の進行にご協力をよろしく願いいたします。

それでは、一つ目の議題について、事務局から説明をしてください。

○事務局 事務局自立支援課でございます。よろしく願いいたします。

まず、資料0の、大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例評価部会運営要領（案）についてをご確認ください。

この会議は、ことし3月29日に公布、施行いたしました、いわゆる手話言語条例、正式名称大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例、この条例に基づく施策への評価、そしてご助言をいただく場として設置させていただくものです。この部会につきまして、ご確認いただいております資料0の運営要領（案）により、会議運営を図らせていただければと考えております。

また、会議の公開についてでございますが、要領（案）の第3条に記載させていただいておりますとおり、会議の公開に関する指針の趣旨に基づきまして、原則公開となります。

本日お配りさせていただいております資料のほか、委員の皆さまのご発言の内容も議事録としてまとめまして、大阪府のホームページで公開させていただくこととなります。ただし、個別の委員名を記載することはさせていただきます。ご了解いただきますようお願い申し上げます。

この要領（案）をお認めいただきましたら、施行日については本日6月21日とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○部会長 ありがとうございます。ただいまの説明で、ご意見等がありますでしょうか。ご意見等がございましたら、挙手をして発言いただきたいと思います。よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

はい。それでは、当部会の運営要領につきましては、原案どおり進めさせていただきます。ありがとうございます。

定足数等については、今日はこれでよろしいですね。

○事務局 はい、ありがとうございます。本日、全ての委員の皆さまにご出席いただいております。本会議は有効に成立いたしますことをご報告させていただきます。

○部会長 ありがとうございます。続きまして、議題2に移りたいと思います。議題2の(1)「手話言語条例」の概要等について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい、事務局からご説明させていただきます。資料1-①をご確認ください。

昨年8月31日に皆さまにご議論いただきまして、手話言語条例検討部会提言を取りまとめでいただき、それを基に先ほどもご紹介させていただきましたが、今年3月29日にいわゆる大阪府の手話言語条例が公布、施行されました。

この間、委員の皆さまには、個別に条例の概要等についてはご報告させていただいてきたところでございますが、本日改めまして、この会議におきましても、条例の制定の背景、そして趣旨について簡単にご説明させていただきます。

部回での提言を踏まえた整理といたしまして、言語としての手話に関する現状として、障害者基本法に言語、手話を含むと明記されているにもかかわらず、そのことを認識している府民の割合がこの部会での調査の結果、39.8%にしか過ぎないという状況であることが判明しました。

そして、言語として認識されていないという状況が何に結び付いているのかということについて検討を行った結果、言語としての習得の機会の確保がされていないという状況を把握させていただきました。

資料にも記載させていただいておりますが、資料の左上、言語としての手話に係る現状についての中に記載している部分です。言語は本来乳幼児期に自然に習得されるものである。しかし、家族等が手話を使えない場合は、手話を自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等がないといったような状況がありましたため、こういったことを踏まえて大阪府言語としての手話の認識の普及および習得の機会の確保に関する条例を定めさせていただきました。

条例の概要といたしましては、全部で5条の構成となっております。第1条で条例の目的を明確にうたい、第2条で言語としての手話の認識の普及について、第3条で、手話の習得の機会を乳幼児期から保護者とともに確保することができる機会、そして第4条、

学校による手話の習得の機会の確保への支援、第5条、事業者による手話の習得の機会の確保への支援をそれぞれ定めさせていただいております。

部会の提言では、暮らす、学ぶ、働く、それぞれの場面での手話を学び、手話を学べる機会の確保が必要ということで取りまとめていただいておりますが、これらについては第3条が暮らす、第4条が学ぶ、第5条が働くといったものにそれぞれ対応しているといった内容で、まとめさせていただいております。

参考資料といたしまして、資料1-②と③という形で、この条例を策定するに当たって、条例の解釈となります逐条解説ですとか、具体的に条例を制定するに当たって、どのような取組みを想定してこの条文を定めるのかといったようなものをまとめた資料1-②。そして、昨年度ご議論いただきました部会提言を添付させていただいておりますが、時間の都合上、こちらのご説明は割愛させていただきます。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。今いただきました説明について、何かご質問、意見等をいただけますでしょうか。委員、お願いします。

○委員 質問でも、意見でもなく、感想ですけれども。大阪府の手話言語条例の中身なんですけど、非常によくできているなという感想を持っています。他の県の条例も少しは読んでいるんですが、複雑で実現可能なのかなと思ったりもしているんです。

ところが、大阪府の手話言語条例は、非常に簡潔に書いてあって、何を実現するのかということもはっきりしている。そして、誰が読んでもわかりやすいです。つまり、手話の認識を広めるということと、それだけだったら、頭の中の出来事で終わってしまうんですが、いわゆる当事者に手話をどのようにして獲得してもらうのか、その場をちゃんと確保すると。それだけでも、社会の人とのコミュニケーションは取れませんので、学校とか、あるいは働く場で手話が学べるようにする機会を確保すると。非常にわかりやすく、今後に期待を持てる。

誰が期待するかと。もちろん私が期待するのではなくて、聴覚障がい者が本当に社会で自由にコミュニケーションを取れるような時代が来ることが期待できるという、非常に素晴らしい条例だと思っています。私が委員になっているから言うものではありませんが、本当に全国に胸を張って誇れるような条例だと思っています。これをつくられた関係者の方々のご苦労が、非常にひしひしと感じられます。単なる感想です。以上です。

○部会長 ありがとうございます。そのほかに、ご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。それでは、進めさせていただきます。

次は、議題2の(2)「手話言語条例」に基づく取組みについて、報告と説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 はい、事務局でございます。資料2に基づきまして、今、委員からもありがたいお言葉を頂戴いたしました条例に基づいて、具体的にどのようなことに取り組み、今後何を目標としようとしているのかということについての整理をご説明させていただきます。

先にお断り申し上げますと、第3条の取組みについての「こめっこ」の開催につきましては、委員からご説明をいただくとともに、それについてこの事業に関わっていただいております河崎部会長からも、専門的見地からのコメントを頂戴したいと思いますが、まず事務局として、資料2の全体をご説明した後、「こめっこ」のご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、資料2の説明に入らせていただきます。まず、第2条、言語としての手話の認識でございますが、主に手話は言語なんですよということについて普及啓発を行っていく根拠条文となっております。故に、そういった普及啓発を行うこととしております。

取組みの概要として、既に取り組んでおりますが、別に配らせていただいておりますカラー刷りの「府政だより6月号」。河崎部会長にも、手話言語条例検討部会部会長をしていただいたということも踏まえて、代表してご出演いただき、手話が言語であるということについての解説や、今後の取組みについて、分かりやすく取りまとめて伝えております。

こういった「府政だより」のほか、大阪府のホームページとか、Twitter、メールマガジンなどを活用しまして、幅広く周知に努めているところでございます。

そのほか、パブリシティ活動としまして、テレビや新聞の報道を通じての周知についても力を入れておりまして、これまでにテレビで3回、新聞で8回、専門紙でも1回、これら条例や取組みについて取り上げていただいております。

この普及啓発の目標といたしましては、昨年度手話が言語であると認識されておられる府民の方の割合が39.8%でございましたので、今年度も同様のアンケートを実施し、昨年度を上回る結果を目標とさせていただきたいと思っております。

加えまして、全体的なものとして、条例に基づく施策の成果を、今後この部会を通じて取りまとめてまいりまして、言語としての手話の習得の機会の確保に関する提言等につなげていただきたいと考えております。第2条関係は以上でございます。

続きまして、第3条、乳幼児期からの手話の習得の機会の確保についてでございます。こちらは、乳幼児期からこの第4条、第5条を除いた場面で、主に暮らす場面での手話の習得の機会の確保について定めております。

まず、一つ目の大きな取組みといたしまして、「こめっこ」といしまして、乳幼児期から手話の獲得の機会の確保をするための場の提供という取組み。

そして二つ目に、そこで得られた課題やノウハウを共有するための乳幼児手話言語獲得ネットワークの設置運営を掲げております。

具体的な内容といたしましては、まず「こめっこ」については、既に第1回の開催を先日させていただいたところで、後ほど委員、そして河崎部会長からこちらの概況についてのご説明をいただきたいと思いますと思っております。

また、「こめっこ」については、手話言語法の制定等について、さまざまな支援をしておられる日本財団が、この大阪府の手話言語条例の趣旨、目的に大いに賛同していただきまして、特にこの第3条に基づく「こめっこ」の取組みについては、非常に言語としての手

話についての施策として重要性が高いものであると認めるので、ぜひ応援させてほしいということでお話を頂戴いたしまして、その受け皿として大聴協さんがこちらにも、資料にも記載させていただいているとおり、1,172万円の助成を受けて事業を実施していただいているところです。

この事業の実施に当たりましては、大阪府とも協定を結ばせていただいているとともに、資料の別紙②の後ろから2枚目に、日本財団と大聴協さんとの契約の抜粋を載せさせていただいておりますけれども、事業期間としては、今回の助成については今年度いっぱい。助成金は1,172万円なのですが、補助率は81%。

また、助成事業の実施に当たっては、大阪府と十分に連絡、調整を行い、いわゆる手話言語条例第3条に基づく大阪府の施策と連携することを条件として助成をいただいているという状況でございます。

これらの取組みには、本部会の部会長である河崎教授にも、運営面で助言、指導をいただくなどの連携をさせていただくこととなっておりまして、河崎部会長との連携については、条例の条文上明記されている状況で、もちろん大聴協さんとの連携についても条例上明記されているといった状況でございます。

これらの目標といたしましては、乳幼児期からの多様なコミュニケーション手段の一つとして、手話を身につけることによる言語面、心理面などに及ぼす影響の実証データを確保していく。これを来年度からの取組みとしたいと考えております。

次に、乳幼児期の親子が必要な手話を身につけることができる手法を、しっかりとこの「こめっこ」の実践的な取組みを通じて確立していきたい。そして、こうして確立した手法、それらについてのノウハウ・課題を共有するためのネットワークを今後しっかりと確立させていって、それらを府内隅々に拡大していきたい。これらが、この取組みに関しての目標である、というように整理をさせていただきたいと考えております。

続きまして、第3条の取組みの二つ目でございます。中途失聴者を主な対象とした手話講座の開催。これは、条例制定前から、従来から大阪府として取り組んできているものでございます。中途失聴者であり、手話をいまだ習得されておられない方々に対して、初心者向けの手話講習会を実施しております。これは、大聴協さんに委託して実施している大阪府の事業でございます。過去2カ年分の実績については、これまでおおむね15、16回年間を通じて実施しまして、1回当たり10名から20名程度の参加者のある状況です。

もう一つの取組みは、これも従来から取り組んできているものですが、国際手話教室の開催をしておりまして、これは聴覚に障がいのある手話のできる方々を対象に、これまで実施してきているものです。こちらは、年間を通じておおむね20回から21回程度実施し、1回当たり2名から5名ぐらいの参加者がある状況でございます。

これらの目標といたしましては、より幅広い地域で、より幅広い人が参加できる手法の検討。これについては、府内における同様の取組み事例等の実態調査も含まれます。および、大阪府の当該講座の果たすべき役割の検討をしていくべきと考えております。

第4条の関係でございます。学校による手話の習得の機会の確保の支援でございます。まず一つ目が、教員向けの手話講座の開催でございます。こちらは、別紙④に概略を付けさせていただいております。

目的は、主に聴覚に障がいのある児童等の在籍する学校の教員を対象に手話の講座を実施するというもので、対象や実施回数については、主に聴覚支援学校府立4校を中心に各校ごとに調整いたしまして、開催頻度や時期については、それぞれの学校に合わせて実施しているところでございまして、最大24回実施しているところでございます。

主な講座内容といたしましては、日常で使える手話。これは、生徒さんと先生の日常時のコミュニケーションという観点、授業で使える手話をポイントに、それぞれ講座を実施させていただいております。

この事業は、大阪府から大聴協さんに委託をして、大阪府の事業として教育庁のご協力もいただきながら実施しているところでございますが、今後、年度内の実施状況も見ながら、市町村の難聴児学級の先生方も対象とした講座の開催も検討していきたい。このように考えております。

この取組みの目標でございますけれども、主に府内の聴覚支援学校4校での開催をまず先行して実施しておりますことから、それらの実績を踏まえたカリキュラムの確立。そして、そのカリキュラムを基に、府内の小中学校への普及方策も、より具体的に検討していきたいと考えております。

もう一つ、学校で独自に手話に関する授業を生徒一般に総合的な学習の時間を活用して実施していると。それらについて、大阪府が毎年度3,200万円程度大聴協さんに助成をして運営している、聴覚障がい者情報提供施設の機能を活用するといったような議論が、昨年度提言の取りまとめの中でありまして、提言にも反映されているところでございますが、それらについて記載させていただいているものでございます。

聴覚障がい者情報提供施設がどのような実績、取組みをしているかについては、別紙⑤で取りまとめしておりますが、時間の都合上割愛させていただきます。基本的には、学校や企業が、その他府民、市民のグループが手話の勉強などをする際に、手話の講師を派遣してくださいとお願いすると、基本的には有償で手話の講師を派遣していただいたりといったような支援をしていただける機能がございます。

今後、こういった機能と、より連携を強化して取り組んでいくとともに、その際にはもう少し深く踏み込んで具体的な目標設定などもしていく必要があると考えております。

最後に、第5条、事業者による手話の習得の機会の確保への支援でございます。手話に関して何か取り組んでいる企業を応援することはできないかというのが、この第5条の趣旨でございますけれども、具体的な取組みの1点目といたしましては、障がい者雇用など

に取り組む企業をハートフル企業として登録、検証する仕組みがございまして、その仕組みの根拠となる要綱の一部を改正いたしまして、手話に取り組む場合も、登録を表彰の対象としますよといったような支援をすることとしています。

今後の具体的な方向性でございますけれども、目標でございますが、まず、登録を企業に対してお勧めしているのですが、なかなか新規の登録には至らない状況もありますので、これについては粘り強くしっかりと今後も取組みを進めつつ、個別に小規模ながらも手話に取り組んでいるベンチャー企業やNPOなどとも連携をしていくべきではないかと考えておりました、こういった企業さんとの個別の協定とか、手話について積極的に取り組む企業からなる手話を広めるための企業ネットワークなどの設置運営も考えていくべきではないかと考えております。

最後、事業所に対しての手話の講師の斡旋等につきましては、先ほど学校等への支援でご説明させていただきました、聴覚障がい者情報提供施設の機能の活用と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上の取組みのほか、府内の市町村さんで条例の制定を既にされておられるところ、これからしようとしているところとの情報交換会も適宜実施しておりまして、昨年度中2回実施しているところです。今後も、こういった取組みは引き続き継続していきたいと考えております。

資料2の説明が長くなってしまいましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。では引き続き、先ほど事務局からご説明がありましたけれども、「こめっこ」についての補足を少しさせていただくほうがよろしいでしょうか。
○事務局 申し訳ございません。「こめっこ」のご説明を委員、よろしくお願いいたします。資料2の、別紙②という形で準備をさせていただいております。皆さま、別紙②をご確認ください。よろしくお願いいたします。

○委員 「こめっこ」は、先ほどご説明があったように、第1回目のオープンといいますか、6月17日に堺筋本町近くのビルの8階のお部屋を借りて実施いたしました。前に説明があったとおりに、日本財団の助成金をいただいて、3月中に認可が下りましたので、職員募集をして、その結果二人の職員を採用しました。

正規職員に近い人が1名と、週三日の非常勤の職員の2人。2名を採用いたしました。この2人を中心に準備を始めてきたわけです。

二人は京都の「にじっこ」の経験がありますので、この二人の力を借りながらプランを。まず、場所探しから始めまして、子ども向けの部屋が付いている施設は、ドーンセンターがあるということですが。6月17日はあえて堺筋本町のビルの1室を借りまして、そこから呼び掛けをしました。

初めての試みですので、何人ぐらい集まるのか不安はあったんですけども、ふたを開けてみたら38人。聞こえる人も含めて38名のうち、聞こえない人が24人でした。プラス保護者の方が37人でした。そのうち、聞こえない保護者が13人でした。

また、保護者が聞こえて子どもが聞こえないという数が、全体の55%でした。子どももたくさん集まりまして、きょうだいもいたと思います。

実際に会場に行ってみたら、子どもが遊ぶためのマットが敷かれていまして、そこに集まって、7歳が最高で、最低は0歳なんですけど、赤ちゃんは置いておきまして、1歳ぐらいから7歳ぐらいまでの子どもたちが、自由に交流といいますか、一緒になって遊ぶといったような関係で、その中に職員というか、スタッフが2名入りまして、職員2人にスタッフが6人入りました。子どもたちと手話でコミュニケーションを取りました。

最初は、集まる数が少ないのではないかとあって、絵本も普通サイズの大きさの本を用意したんですけども、申し込みがどんどん増えてきて、当日になったらまた6人まいりましたので、絵本もわざわざ大きい版、大きな絵本を購入しました。その大きな絵本を使って、子どもたちに絵を見てもらいながら手話でお話をする。子どもたちが絵本と手話を見て、楽しく遊びました。

聞こえる保護者としては、今までのを見ると、絵本は声を出して文字を指さすような表現だったと思うんですけども、「こめっこ」はそういう方法ではなく、絵本を見せながらそれを手話で話をするという工夫をしていました。

私自身も初めて見ましたので、38人プラス保護者も含めて70人ぐらいの人が集まっていたので、もういっぱいでした。中の会場は、本当に暑くて、本当にみんなあおいでいたんですけども。

1回目は大成功と言っていいと思います。その後は2回目、3回目、ドーンセンターに場所を移動して、引き続き続けていく予定になっております。

個人的な感想といたしましては、私は聾学校を卒業しています。聾学校にずっと3歳から通ったんですけども、手話でコミュニケーションをしたのはほとんど記憶がないです。親も先生も、口話でずっと教育をしてもらいましたので、書いたり、口話で言葉で話すような訓練をしてきたと思います。親と手話で話すというのは、まったくありませんでした。

そういう記憶を持っておりますので、「こめっこ」に来た子どもたちを見ると、いいな、私たちの時代とは違っているなという感想を個人的には持ちました。

あと、2回目以降は、月に2回ぐらいドーンセンターで開く予定になっています。来年の3月まで、日にちを決めてやります。そういう計画になっております。何か補足はありますか。

○委員 当日私は行けませんでしたので、主催団体に報告をお願いいたしました。開催に当たりましては、スタッフ二人のほか大聴協からも役員の協力をいただきました。

実際に子どもに接するのは、専門の資格を持っているスタッフが対応していました。教育に関する勉強中のスタッフが関わっておられました。あと、手続き関係なんかは、今ま

でいろんな行事を担当していましたので、できるということで、今後も協会としてスタッフなどの手伝いをしていきたいと思っています。この事業はマスコミにも取り上げていただいて、どんどん広がっていていると思います。手話の認識が広がっていくのは、非常にいいことだと思っています。ほかの県、市町村、手話言語条例のモデルになっていけばいいなと考えます。

○委員 もう一つ補足させてください。子どもの様子のお話をしましたけれども、集まった保護者は河崎教授を含めて初顔合わせといいますか、円になってお話をしましたし、意見交換をさせていただきました。いずれは、子ども同士の交流と、親同士の交流と二つ。スタッフ、職員が子ども、そして親同士の交流は、河崎教授がそこに入っていて、相談を重ねながらいくような予定を考えています。以上です。

○部会長 ありがとうございます。それでは、私からも少し報告をさせていただくということだったと思います。

この活動のアドバイザー、あるいはスーパーバイザーとして準備から関わらせていただいてきました。大聴協に新たに「こめっこ」担当の職員が2名生まれ、最初の段階から一緒に取り組んでまいりました。最初の段階というのは、「こめっこ」の名前を決めるところから、場所を決めるところからです。

「こめっこ」という名称についても、きょうお集まりの皆さんには初めての説明になるかと思うので、少し触れさせていただきます。どんな名前をつけようかとずいぶん悩み、何度も相談を重ねました。先ほど、京都の「にじっこ」という活動が紹介されていましたが、去年の部会でも紹介させていただきましたように、京都市聴覚言語障害センターで2年半前に活動を開催した「乳幼児とその家族が手話に出会える場」の活動があります。もともとは小学1年生以上を対象に、放課後デイサービス「にじ」を開いておられた場所を使って、やがて大きくなったら「にじ」になる子どもたちとその家族が集えたらいいなということで「にじっこ」と名づけました。「にじっこ」の場合は、京都府と一緒にとか、教育委員会に理解を得て立ち上げたというわけではなかったですが、今回、大阪府の手話言語条例に基づく具体的施行策として企画されることになった「こめっこ」においては、まさに大聴協と大阪府との協力の中で、教育庁、聴覚支援学校、療育施設等の理解を得て活動を開始することができました。

京都の「にじっこ」で得たノウハウを、今回「こめっこ」に生かしていくときに、互いに排他的というか、他の府は入れませんというものではありませんので、せっかくですから「こめっこ」の子が「にじっこ」に行ったり、「にじっこ」の子が「こめっこ」に来たりということがあってもいいんじゃないかということで、名前を一部揃えてみたというところが、音の響きとしてはございます。

でも、なぜ「こめ」なのか。これは、コミュニケーションの「com」ですね。そして、コミュニケーションの芽が出て、それが育まれていく子どもたち。そういう場として「こめっこ」というように説明していますが、英語の表現では、チラシにも書いてありますよ

うに、Communicative Members、Kirari Kids of Osakaのイニシャルを取りまして、Comekkoです。ちゃんとコミュニケーションの取れる、コミュニケーションがとても好きな、生き生きと育つ子ども達が、社会のメンバーとなって、大阪から世界に巣立っていく。そういうイメージで子どもたちを育てていきたいという願いを込めて、「こめっこ」という名称を提案させていただき、ご賛同を得たという次第です。

その「こめっこ」の活動については、別紙②の中のプログラムとありますように、先ほども協会から説明がありましたとおり、まず子どもたちと絵本や手遊びで遊ぶ時間を1時間ほど取って、そして後半は、子どもたちはスタッフと共に遊び、大人たち、お母さんやお父さんたちは輪になって交流したり、情報を得たりする時間にしていきたいと考えております。

前半の、子どもたちが手話で思い切り遊ぶ時間、この時間もママやパパがどんどん加わっていただいている、一緒に楽しんでいただいている、子どもたちの笑顔をしっかり観察していただきたいという時間になっています。

参加人数が、予想を大きく上回るうれしいことになりまして、開始直前は、收拾がつくのだろうか心配になるくらい大騒ぎ、元気いっぱいの状況でした。ところが、いざ始まりまして、手話で思い切り子どもたちの関心をひける存在、つまりろうスタッフが前に立ってパフォーマンスを含めながら遊びに導入していきますと、子ども達は本当に静かになりまして、集中力も高まって、困ることはあまりありませんでした。

一番困った点は、0歳児も来てくださっていたので、1歳代のちっちゃい子どもにしてみると、1時間という時間が少し長くて、3歳、4歳、5歳の元気いっぱいのお兄ちゃん、お姉ちゃんほどについていけなかったために、パパ、ママも疲れちゃったというところがあったと思いますので、これは反省点として、次回からは、年齢によって分けた取り組みができるように考えていきたいと思います。

でも、0歳児は、実はほとんどが聞こえる子でしたので、おそらく、きこえない子どもさんの妹、弟、あるいはコーダだったと思います。ですので、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳あたりの私たちが対象としているきこえない子どもたちは、ほぼ1時間楽しんでもらえたな、いろんなことを吸収してもらえた時間であったかなと思っています。

第1回目でしたので、先ほど報告がありましたように、後半の冒頭一部を使って、オープニングセレモニーを持たせていただきました。短いセレモニーでしたが、大阪府の障がい福祉室長と大阪聴力障害者協会の会長、そして私からあいさつをいたしました。その後、交流ということで、お母さん、お父さんの数が多かったので、個々の自己紹介というわけにはいきませんでしたけれども、スタッフがどういう構成になっているか、どういったことを目的にやっていきたいかということの説明をいたしました。

今後は、この後半を使って、お父さん、お母さんの期待に応える形でいろんな企画をしていきたい。例えば、きこえない子が大きくなった姿をもっと見たい、きこえない大学生の話を知りたい、きこえない子を育てた親御さんの体験談を知りたい、人工内耳について

学びたい、そういったことがあったら、どんどん要望を出していただいて、企画していきますよということをお伝えしました。

あとはフリータイムへと入っていったんですけれども、私がうろうろと歩いていまして、お声掛けをいただいて、相談がもう始まっていました。

たとえば、聞こえない子を育てていて、こうやって手話を見て関心をもったんだけど、笑顔を見て安心したんだけど、一方で、やはり日本語というのはどんなふうに勉強していったらいいのか、そこについても情報をここでもらえるんですかという問いかけがあり、「もちろんです」「私たちも学んでいきたいです」「手話と日本語の獲得の両輪になる、いいきっかけの場にしていきたいです」ということをお答えしました。

そのほかにも、一側性難聴といわれる、片方だけが聞こえない、でも片方は聞こえるんだといった子どもさんの参加も、複数ありました。それで、その親御さんから、どういうことに気をつけていったらいいか、この子たちにとっての手話はどのようなものかという質問を受けました。

また、聞こえないご両親が聞こえる子を連れていらして、自分たちは口話もできる部分があるんだけど、手話を一緒に使っていくのがいいのか、使わないほうがいいのか、あるいは手話だけにして口話は音分けしたほうがいいのかなど、いろんな疑問を持っていらっしゃる声を聞きました。そして、その一つ一つが決して不思議な、おかしい問い掛けではなく、本当に大事な問い掛けだと思いますということをお返しして、これからもみんなで一緒に考えていきたいということをお話しました。

わずかな時間でしかなくても、こうして声を掛けていただけるので、きっと「こめっこ」という場がニーズに合った取組みとして始まったものではないかと感じられました。

前半の遊びの時間についてなんですけれども、中心になってくれているスタッフは先ほど紹介がありました大聴協の、今職員となっているろう者、デフファミリーで育つろうのお二人です。子どもに接してきた体験もお持ちですし、本当に上手に接してくださいました。そして、「にじっこ」で得た経験もフル活用で、いいとこ取りができたのではないかと思います。

サブスタッフとして集まってくださった方々も、子どもに対する接し方がとても上手でした。参加されたお父さん、お母さんや、マスコミの方々も感心して感想を伝えてくださいました。ろうの家庭に育つ学生さんや、健聴という中にもコーダといわれる、両親がろうで、小さいときから手話で育つてきたという方が含まれています。

そして、手話通訳として、手話を読み取って、聞こえるお母さん、お父さんが全部内容が分かるように、逐次日本語にしてくださいました。しかもそれが子どもと遊んでいる様子があふれ出る臨場感たっぷりの通訳をお願いしました。手話通訳のスタッフの中にも、ろう家庭に育つたコーダの方もおられました。

そういう意味で、手話と音声言語が共にあふれる場で、子どもたちとその家族を対象としていいスタートが切れたのではないかなと思っています。そういったところが、スーパーバイザーとしての私からの報告になります。

以上、少し時間をいただきました。では、「こめっこ」活動に関する報告、条例の柱にかかる報告を含め、全体に対しまして結構ですので、ご質問、ご意見がありましたら、ぜひお願いいたします。この評価部会にとって、この議論がとても大事なところ、要になると思いますので、どうぞ忌憚のないご発言をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

委員、よろしく申し上げます。

○委員 条例に対する事務局からのご説明について、二つお聞きしたいのですが、これは質問です。

第3条関係で、「乳幼児からの多様なコミュニケーションプランの一つとして手話を身につけることによる言語面、心理面などに及ぼす影響の実証データを確保」と書いてあるんですが、これはご説明の中では、たぶん「こめっこ」における活動内容だと思ったんですが、それに間違いはないかどうか。

二つ目ですが、そのデータ確保が来年度からとなっているんですが、「こめっこ」の活動は既に6月1日から始まりまして、これからは第1土曜と第3土曜に行うとなっているんですが、データ化を来年度からというのはなぜなのか。なぜ今年からされないのか。以上二つ、質問です。

○部会長 はい、ありがとうございました。事務局、お願いします。

○事務局 事務局でございます。ただいまいただきましたご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の実証データの確保が「こめっこ」に係るものなのかということにつきましては、「こめっこ」に係るものでございます。

そして、来年度からとなっているのがなぜなのかという点でございますが、経費と申しますか、予算の関係の問題でございまして、大阪府の予算や日本財団ですね。助成の中で、実証データの確保と申しますか、研究に係るものが含まれておりませんので、普通にやると来年度からになってしまうところでございます。よろしく申し上げます。

○部会長 委員。

○委員 ありがとうございます。ご説明は非常によくわかりましたが、この乳幼児手話言語獲得ネットワークに関する規約（案）というのがあるんですが、その規約（案）でいきますと、第2条の第2号で、事業の実施は、事業の実施を通じて得られたノウハウ・課題の整理、共有、普及と書いてあるんですが、データ化というのがないんですね。ぜひ、データ化というのを入れていただいたら。

○事務局 はい。

○委員 ただ、データ化をするときに非常にややこしいこともありますので、それを解決するための条文も入れていただきたいと思います。つまり、河崎部会長を中心にしまして、大聴協さんの協力、あるいはその関係者が実践に取り組みられると思うんですが、例えば、実践の結果を分析した内容は文章化されるわけですが、著作権は誰に属するのか。

私の基本的な考え方は、著作権は書いた人と思っているんですね。ただし、そのデータは公に蓄積されるわけですが、データの所有者は誰なのかということをはっきりしておく必要があると思うんです。

データの所有者、ひいては、管理を誰がするのかということですが、大聴協さんが協力してされるということなので、大聴協さんの所有になってしまうかも知れませんが、このデータを全国、あるいは世界で活用できるような状態にする。そのためには、私は一つの組織が所有するのではなく、大阪府という自治体が所有して、データ管理も大阪府の責任においてやっていただきたい。そう思っています。

一つの組織がやると駄目だというのではなく、都道府県という公の機関がやるということの意味ですね。所有が自治体であると。管理も自治体でやっているということは、国内的にも世界的にも、非常に信用度が高くなる。

誤解されたら困るんですけども、一つの組織、大聴協さんがそれをやると信用度が低いという意味ではありませんので、誤解はしないでいただきたいんですが、著作権の所有と、データの所有と管理ということをはっきりしていただきたいと思います。

それと、来年度からとなっているんですが、日本財団から1,170万円ぐらいの助成金が出ているんですが、日本財団と大聴協さんとの契約のその5番目なんですが、助成事業の実施に当たっては、大阪府と十分に連絡、調整を行い、言語としての手話の認識の普及および習得の機会の確保に関する条例第3条に基づく大阪府の施策と連携することということですから、大阪府としては税金が今年度は投入できないというのは非常によくわかるんですね。たぶん来年度からというのはわかるんですが、せっかく1,170万円も助成金があって、それが今年度のデータ化に使えないというのはものすごく残念なんですね。やる気満々でスタートしたのに、実際の蓄積は来年度からと。腰砕けという気持ちになってしまうんですね。

さらに、「府政だより」を読んだんですが、こんなふう書いてあるんですね。この事業は、日本財団の助成を受けています。つまり、この「こめっこ」の事業は日本財団の助成を受けているんだというね。

そうすると、今年度から日本財団のお金を一部使っていていただいてデータ化を、ぜひ大阪府さんから大聴協さんをお願いしてもらって、このことは実現させてもらいたいという私の意見です。以上です。

○部会長 ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 2点、宿題をいただいたかと思います。研究の実施に当たって発生するデータの管理。これは、行政庁である大阪府がやることによって、今後の活用可能性が広がると

ともに、管理リスクも低減されるんじゃないかというご趣旨でご意見を頂戴したかと思えます。

それと、もう1点、来年度からという、まさに腰砕けなので、大阪ならではの説明も、これまで大阪府としてもしているものがございますので、今年度からやるべきだと。その上では、日本財団からいただいている助成の活用も含めて、大聴協さんと、大阪府でしっかりと調整すべきという宿題をいただいたかと思えます。

これらについては、事務局といたしましても、特にこの事業に関わっていただいている河崎部会長ともご相談させていただきながら、大聴協さんと次回に調整結果をご報告できるように、しっかりと調整させていただきたいと思えます。以上でございます。

○部会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい、お願いします。

○部会長 今「こめっこ」のことで質問が出てお話をしていますので、この件について、委員、よろしくをお願いします。

○委員 関わりについての、この件に関わっていない意見というか、質問も併せてさせていただきます。

この「こめっこ」の企画には、うちからもスタッフとして協力させていただきました。そして、今のご報告も聞かせていただいて、いい取組みになったなと感じています。

ただ、もうひとつよく分からないのが、乳幼児手話言語獲得に関わっての事業としての「こめっこ」ですよね。もう一つ、委員からもご質問がありました規約のこととかと関わってなんですが、このネットワークというのが、この事業にどう関わってくるのかというのがまだ見えないんですね。現実には、まだネットワークはできていないし、機能もしていないと思っています。

ネットワークの委員として、こちらからも推薦もさせてもらっていますが、それについてもまったくまだコメントも何もいただいておりませんし。

実は、私は代表として参加させてもらっていますが、仕事はある施設でやっています。そこでも設立以来5年、6年目になりますが、この「こめっこ」まではいかないですが、規模は大変小さいです。ある市だけですから小さいですし、専従の職員がいるわけでもないので、年間数回の取組みしかできていません。

けれども、親子ヨガ教室であったり、子どもの夏休みの宿題応援企画であったり、地域の大阪府立大学に手話サークルがあったりしていますので、そこに協力いただいたりと。

今年でしたら、関西の聴覚障がい者の大学生が集まった、そういう協議会にご協力をいただいて、子どもとの交流企画であったり、そういうものを年に何回か取り組んでいます。

ということもありまして、そういうことにこちらとしても事業につなげていきたいので、そういう関わりを持っていきたいと思っているんですが、「こめっこ」そのものがまったく、まったく言えば語弊はありますが、知らないうちに話が決まって、どんどん事業が進ん

で。僕自身はネットワークが先にできて、そこでの議論を中心に実行部隊としての専従職員さんがいらっしゃるんだというイメージを持っていたんですが、どうも逆みたいですね。

目標というところからいっても、少し実証データとか、実施をして幾つかのデータが集まった上でネットワークで整理、検討していくというイメージと受け止めればいいのか。そこら辺のネットワークの関わり方が分からないので、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○部会長 ありがとうございます。ネットワークについての説明を事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。

○事務局 はい、事務局でございます。すみません委員、ネットワークのご推薦をいただいたというのは、事実関係の確認なんですけど、こういったことでしょうか。

○委員 ネットワークについてというか、こういうふうなイメージがあると。誰かいい人がいてへんかなというのを、ろうあ会館とのいろいろなお話の中で聞いたもので、大阪府でもこんな人たちがいるよと。その中で、うちの職員も含めてですが、何人か候補は挙げさせてはいただいていた。

○事務局 というお話があったということについて、ちょっと。

○委員 大聴協と関係団体でこのネットワーク会議の話が出たときに、こちら側からの推薦、つまりそれまでの協会の活動の中で行事に関わった方の中で、聾の子どもの教育に関係の深い方を中心に候補案を事務局に出ささせていただきました。その中に、委員の仰る関係者も入っています。ということです。

○部会長 事務局、いかがでしょうか。

○委員 昨年です。昨年度。

○事務局 ネットワークの位置付け、「こめっこ」との関係、そしてメンバーの選定方法、この3点についてのご質問だったと思いますので、それらをご説明させていただきます。

ネットワークというのは、そもそも何なのかと言いますと、今、委員から厳しいご指摘をいただきました。勝手に知らないところで、どんどん事業が進んだといったようなご批判もいただいたところですが、別紙②の「こめっこ」の趣旨、目的は、これが「こめっこ」を進めていく上での憲法のようなものであると考えてもいいんですが、こちらの部会の前身となります手話言語条例検討部会の提言の暮らすというところで、乳幼児における言語としての手話の獲得の重要性についてご議論いただいたものを基に、提言として取りまとめたいただいたものを、そのまま転記させていただいている形でございます。

ですので、この「こめっこ」の取組みは、今後皆さまからいただいたこの部会の提言のルールからそれることはないということです。その後、具体的に先ほど委員からもかなり詳しくご説明いただきましたけれども、スタッフをどうするのかとか、場所をどういったところが、子どもが安全に楽しみながら、しかもどの角度からも手話が見やすく、親御さんが交通の便よく集まっていただけなのかとか、それをどういった頻度で予算の範囲内で実施していくのかという部分について、事務的な詰めを、大聴協さんを中心に。

先ほど来ご指摘等もありますが、この事業を実施するに当たって、大阪府とも連携することというのと、条例上河崎部会長とも連携を図っていくことになっていると。

そもそも、乳幼児の言語としての手話の獲得が必要というのが、昨年度の第2回の手話言語条例検討部会における河崎部会長からのご提言に基づいて検討が始まっているということからも、河崎部会長にもこの事務的な詰めにもお忙しい中ご参画いただきまして、場所決めなどをしていったところですが、そういった場所決め、そしてスタッフの配置等について、委員にご報告させていただいていなかったということについては、不手際があったということでおわびさせていただきたいと思います。

次に、ネットワークとの関わりですけれども、ネットワークはそうしてこの条例および提言に基づいて取り組んでいく、大阪ならではの乳幼児期における言語としての手話の獲得の取組みについて、大阪府内の教育関係機関、そして発達障がい児支援の関係機関、われわれ行政庁などが「こめっこ」という先進的な取組みを通じて得られるノウハウ・課題を、今後こういった取組みを、日本財団からの助成を受けての取組みということですので、助成もずっと今後、未来永劫続くというわけではないので、それらをご関係機関にノウハウ・課題を隔々まで共有していくために実施するネットワークでございますので、ネットワークで何か「こめっこ」に関して決めていこうという位置付けということはございません。

このネットワークで、「こめっこ」での課題・ノウハウを共有していくという趣旨のもので、昨年度準備会合を2回ほど実施しているところです。

今後、この規約を本日、先ほど委員から第2条第1項第2号ですね。研究、データ確保について追記すべきというご意見もいただいているところですが、本日ご議論でお認めいただいた後、この後第1回の乳幼児期手話言語獲得ネットワークを開催して、「こめっこ」におけるノウハウ・課題の共有を図っていくことを予定しているものでございます。

ですから、メンバーについては、こちらの規約第3条第2号に記載しているように、新たにメンバーになろうとする者の申し出を受けて随時追加することができるということですので、特にメンバーになるに当たっての厳格な要件とかはございませんので、自由に入り、出も入りもしていただくことが可能ですので、推薦したのに、事務上の不手際があったようで、その推薦が反映されていないということについてもおわびしなければなりません。今後、随時申し出いただきましたら、追加していただく形で、このネットワークについては、先ほど資料2のご説明でもさせていただきましたように、拡大を図っていきたいと考えているところですので、引き続きのご理解とご協力を、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。委員。よろしいですか。

○委員 すみません、関連を受けてというか。別にそんな批判めいて話させてもらったつもりでもないんですが、勝手という言葉が不適切だったのかなと思います。申し訳ありません。

今のお話を聞いてもまだはっきりしないんですが、ネットワークそのものが既に存在するのかしないのかもよく分からないですし、規約（案）からいくと、存在はするけど一応案として出しているのか、存在そのものがまだあいまいなんだということなのか。

最初に事務的な詰めを、府と大聴協と河崎部会長とでやったというお話でしたが、そのメンバーが実質的な今はネットワークということなのか、その辺がもうひとつよく分からない。

ということと、ネットワークはいわゆる課題やノウハウを共有することが目的で、取り組むことではないというお話でしたけれども、この目標、第3条の「こめっこ」の開催のところの一番右、目標の最後の白丸（○）ですが、府内における乳幼児期からの手話習得の機会の確保に取り組む関係者のネットワークという文言があるんですが、これからいくと、単なる課題・ノウハウというだけではないように取れるんですけどね。

最終的には、この事業も日本財団の固有事業としても、最大3年までしかたぶん続けられないだろうという。よく分かりませんが、延長は可能かも知れませんが、いずれにしてもこれをある意味公共的なものにしていこうと思えば、それに代わる母体的なものが必要になるだろうと。僕はそれがこのネットワークなんだろうと思っているんですが、今がそういう母体づくりをしていく、その時間なんだと理解をしていくのなら、そういうイメージで、やっぱりきっちり皆さんでネットワークを共有しておいたほうがいいんじゃないかなと思うので、お話しさせてもらったわけです。以上です。

○部会長 補足説明はありますでしょうか。

○事務局 今のご質問のご要旨は、ネットワークに関しての私のご説明がノウハウ・課題の整理、共有、普及というような説明をしたにもかかわらず、目標でこの取り組む関係者のネットワークの確立および拡大となっているではないか。そこに齟齬（そご）があるのではないかというご趣旨かと思えますけれども。

現在設置するネットワークに関しては、明らかにこの規約案第2条第1項第2号に記載させていただいておりますとおり、ノウハウ・課題の整理、共有、普及および先ほどの委員からのご意見を踏まえまして、これらに関しての検証研究データといったものも入っていくかと思えます。これが、現時点でのネットワークの役割でございます。

このネットワークにおけるノウハウ・課題等の共有を図っていくことにより、将来的な目標といたしましては、乳幼児期からの手話の習得の機会の確保に取り組む関係者のネットワークの確立、そして、拡大を図っていきたく。こういったものにつなげていきたいという思いもあるということでございます。

そして、このネットワークが設置されているのかということでございますけれども、本日規約の案をお示しさせていただきまして、これまで準備会合を2回させていただいているところなんですが、このネットワークを設置して取り組んでいきますというのも、提言に基づく取組みでございますので、昨年8月31日の提言以降、準備会合を2回重ねてきているところでございますが、本日設置をお認めいただきまして、正式な第1回会合とい

うことで、この後開かせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。委員。

○委員 よろしく願いいたします。

ご報告いただいた3条、乳幼児からの手話の獲得の機会の確保というところは非常に大切な問題があると思います。聞こえる乳幼児の場合は、音声で日本語を習得していきます。それで分かっていきますが、聞こえない乳幼児の場合は、見える言葉、つまり手話。手話の獲得の機会というのは非常に大切だということは理解できます。

「こめっこ」の報告のところ、資料2を見せていただきましたが、一つ、プログラムについて、やはり0歳から7歳が一つのクラスで見える言葉を獲得するという場合は、物理的に無理があるのではないかと考えます。0歳から7歳の格差。やはり、もう少しクラスを分けるとかというのは、今後の課題になるのではないかと思います。

特に、0歳から3歳。数が非常に多いですね。60%は多いと思います。ただ、「こめっこ」の開催に当たって、情報周知ですね。その方法は見えません。でも、これを知ったきっかけというところの答えを見ますと、身内の情報提供ばかりのように思います。行政、例えば「府政だより」、行政機関の紹介とかというのは、非常に少ないです。もう少し周知の方法を工夫していく必要があるのではないかと思います。

例えば、新生児スクリーニングとか、耳鼻科の病院とか、そういうところにピラやチラシ。そこに置いてあるピラやチラシを見ますと、補聴器とか、人工内耳とか、そういう紹介のピラは置いてあります。また、市町村にも補聴器や人工内耳の紹介のピラは置いてあります。

そのほか、情報提供の例えば「こめっこ」の案内とか、そういうものを置いていくというような取組みも必要ではないかと思うので、大阪府として、市町村に対して新生児のスクリーニングの機会であるとか、保健所など、そういうところに情報提供を、積極的に情報提供を働き掛けていくようなやり方をしていただければ、いいのではないかなと考えます。

これから行政として、府、市町村、その連携。それをもっと深めていく必要があるのではないかなと思いました。これについては、どのようにお考えでしょうか。

○委員 最初のお話につきましては、確かに0歳から7歳、一緒にやるのは無理があるというのは、スタッフからも出ていました。けれども、まず始めてみないと、どれぐらいの人数が来るのか分からないということでしたので、とにかくやってみようという話になって、それでみんなが集まってきて0歳から7歳。三十何人ということが分かったので、2回目以降は分けてやるという話にはなっております。ですから、1回目は、0歳から7歳が混じったような状態だったと思います。

二つ目の質問、保健所などの働き掛けなどについての話とかは何か出ていたと思うんですが、どうでしょうか。

○委員 今回は保健所にはお知らせしていません。これからは取り組んでいきたいなと思いました。

○委員 最近、市町村の新生児のスクリーニングの医者は、必ずそれが分かったときには、補聴器と人口内耳の紹介を進めています。手話獲得のような情報はほとんどしていないように思います。そのあたりも含めて、情報提供の幅を広げていく、選択肢を広げていく。そういう材料を提供したほうがいいのではないかと思います。ただ、大聴協じゃなくて、やはり行政でしていただければいいんじゃないかなと思います。

○部会長 ありがとうございます。私からも少しお答えさせていただきます。

まず、対象児ですが、未就学児ということになっていますので、基本は7歳の子が対象というわけではありません。7歳の子たちは、対象児のお兄ちゃんお姉ちゃんと一緒に来ているということですので、一応対象となっているのは未就学児が中心だということです。

といっても、0歳と4、5歳と一緒ににはなかなか難しいですので、今後考えていきたいと思っています。

次に、先ほど私をご報告の中で漏らしていたなという点に、今、委員からの質問で気付きました。参加者についてはご説明しましたが、当日たくさんの見学者の方にもお越しいただきました。大阪府内の四つの聴覚支援学校から全て関係の先生、乳幼児ご担当の先生が見学に来てくださいましたし、「ぴょんぴょん」と「ゆうなぎ」という、二つの療育施設からも見学に来てくださっていました。このことが、子どもたちがたくさん集まったということと非常に関係があると思います。

大阪府のご尽力もありまして、教育庁を通してのご理解で、聴覚支援学校がこの活動に積極的に協力いただけた、ご理解をいただけたという点です。

そして、療育教室の方もご参加くださるということで、子どもたちの未来に触れることができたという面が大きかったと思っています。

ですので、さらにこういったことを進めていくとともに、今日言ってくださったように保健所、あるいは医療機関という、そういったところにも協力を得ていく道筋を1歩1歩確実に進めていきたい、広げていきたいと、部会長としては考えています。

それで、二つ、部会長からお諮りしたい点があるのですけれども、よろしいでしょうか。

やはり「こめっこ」の活動をアピールしていくというためにも、月に2回土曜日だけというのではなく、せっかく常勤も含めたスタッフを大聴協も雇ってくださっているわけですから、平日も使った活動が「こめっこ」活動の延長として展開していけたらどうだろうかということを思っております。

例えば、せっかく賛同が得られたので、療育教室が平日に行われている場所に、「こめっこ」からも出掛けて行って、訓練、療育が終わった後に「こめっこ」でやっているような子どもとの遊びとか、絵本の読み聞かせをして、あるいはお母さん方に手話を勉強してもらえるような時間を設けるとか、もし療育教室がウェルカムと言っていたらそういう活動もありでしろうし、同じようなことがもしかしたら聴覚支援学校の乳幼児相談とか、

幼稚部の活動の中にもあるかもしれない。そのあたりは、大聴協ともいろいろと相談しながら、部会長としては提案させてもらって進められたらなと思っていますので、果たしてそれはいかなものかという意見も含めて、ここでお聞かせいただきたいというのが一つです。

二つ目は、先ほどから研究事業としてしっかり成果を伝えていくということが話題になっています。私自身も個人的に、そうした研究はやっていけたらなと思いつつ提案をさせていただきました「こめっこ」の活動です。

ただ、そうなりますと、今私たちが対象にしている子どもたちは未就学児ですが、就学していくわけですので、この「こめっこ」の活動は就学後の教育と深い関わりを持っています。また、言語条例には、言語としての手話を習得、獲得し、また、その手話で学んでいくという保障をしていきたいということが趣旨に含まれていますので、どうしても教育庁との連携が不可欠であると考えます。

ですので、できれば教育庁や、大阪府内の四つの聴覚支援学校、そして部会長である私や事務局を含め、随時大切なことを情報共有、あるいは意見交換をしながら進めていけるような、そういう場、集まりの場というものが生まれたいなと思うことがあります。

ですので、もし事務局で調整等を、慎重にはありますが、していただけるのであれば、お願いできたらというのが私の意見です。そこも含めて委員の先生方から何かご意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。委員どうぞ。

○委員 今、部会長から提案いただきましたことと関わって発言したいと思います。

「こめっこ」のことについて、今日私もいろんな情報を聞かせていただいたんですが、手話を獲得する、そのために、当事者の難聴の子ども、そのきょうだい、保護者の方、あるいは関係の方が集まるとするのは非常に画期的な取組みだと思って、ぜひ私も近いうちに早く見学させていただけたらと思います。

ですから、この場所が一つのそういう学ぶ場所になり、交流の場所になり、併せて幼児が手話を学んでいく情報発信の基地になるような取組みをこれからなされたいなと思っています。その点で、二つ申し上げたいと思います。

一つは、今、部会長がおっしゃられた、聴覚の障がいのある乳幼児のほとんどの子どもが、大阪の場合ですと聴覚支援学校の早期教育相談、そして「びよんびよん教室」で、ほとんどの難聴の子どもたちがそこに関わっていると私は思っています。ですから、医療機関や保健所等での情報発信ももちろんしていただくにはごさいませんが、特に聴覚支援学校と「びよんびよん教室」との連携が非常に重要になってくると思います。

これまでも聴覚支援学校、あるいは「びよんびよん教室」、その場所では口話の学習ももちろんしていますけれども、幼児サインや幼児手話を交えた、手話を使った保育活動を展開しています。

ですから、「こめっこ」がそういったこれまでの既存の幼児教育相談機関や療育機関とより連携をすることが、非常に重要ではないかと思っています。

具体的に連携をする上では、事前の準備、情報交換をしながら一定の業務提携なり、事業計画とか、具体的にいうと、予算も含めて組んでいかないと難しいかなと思っていますが、具体的に進めば、解決することがたくさんあると思います。

もう一つ思っていますのは、聴覚支援学校では、子どもたちの言語の習得、日本語の習得に重きを置いています。そのために、手話の習得も必要になってくると考えるわけですが、手話だけで日本語習得、読む、書くといったことに直接的につながるわけではないと、私は思っています。

ですから、その手話の獲得が将来の日本語の習得にどのようにつながっていくのかというあたりが、大きな研究テーマになるのではないかなと思っています。

以上二つです。ぜひ、よい連携ができればと願っています。

質問ですが、「こめっこ」の事業の主体者は大聴協という理解でいいのでしょうか。

○事務局 はい。

○委員 そして、福祉部というか大阪府としては、それを支援したり、そこの連携の中で手話に関する取組みを拡大していくという立場ということで、理解したらいいわけですね。

○部会長 事務局、よろしくお願いします。

○事務局 事務局でございます。まず、最後に委員からご質問いただきました「こめっこ」の事業実施主体である大聴協さんと、大阪府との関係性について。具体的にはどうなるのかというご質問かと思いますが、実施主体としての大聴協さんがされる「こめっこ」の活動については、この手話言語条例に基づく取組みであるとともに、その柱的なものである。

かつ、その内容は今後、先ほどご議論いただきました、ネットワークを通じてこれから大阪府のみならず、大阪府を越えての聴覚に障がいのあるお子さま方が言語能力を獲得していくためのインフラとして広げていくべきものである。その内容の評価、助言については、この部会の評価、ご助言もいただきながら、しっかりと進捗管理をしながら進めていくべきものであります。その観点から事務局として大阪府も関わりますし、また、この部会の部会長である河崎教授にも、その観点からも関わっていただく。

ですので、条例に基づく取組みであるので、この部会。条例の評価部会の評価、ご助言もいただきながら、その事務局として大阪府、部会長としての河崎部会長の関わりもいただきながら取り組んでいくというものでございます。まず、委員からのご質問に対してのお答えは以上でございます。

それと、委員からご質問をいただきまして、委員からもお答えいただいております、保健所等の医療関係機関における「こめっこ」の取組みのPR等についてでございますけれども、委員からのご指摘のあった件について、事務局から重ねてお答えさせていただきます。

保健所等においても、補聴器、人工内耳以外の選択の機会としても、「こめっこ」というものもありますよと。補聴器、人工内耳も含めて「こめっこ」という選択肢、そして、そういう場もあるという情報提供をすべきということですが、今後新生児スクリーニング検査に関しての庁内連携会議が、大阪府庁内に設置、運営されていく予定ですので、今後そういった場なども通じまして、先ほど河崎部会長、委員、委員からも計画的に1歩1歩連携を、保健所等へのPRについても進めていきたいとお願いしておりました。そのような形で、そういった場も活用して広げていきたいと考えております。

委員からも、府内の聴覚に障がいのあるお子さんのほとんどが「びよんびよん教室」、そして聴覚支援学校早期相談支援を受けておられるという実態についてご指摘いただきまして、まさしくそのとおりであると府としても認識しております。

ですので、先ほどご議論いただきましたネットワークにつきましては、基本的には聴覚支援学校早期相談支援のご担当の方々と、「びよんびよん教室」等の発達障がい児支援事業所との具体的な連携を、このノウハウ・課題の共有を通じて図っていく場というものがメインとなっていると考えておまして、基本的にはネットワークを通じて、今後もしっかりと「こめっこ」の取組みについてはPRを図っていきたいと考えております。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。そして、委員から先ほどいただきました日本語の習得ということをしっかり肝に据えて実施、研究を進めていくことについては、私も本当にそのように考えています。日本語ならびに教科学習の習得に、いかに「こめっこ」という活動が寄与していけるのかということ、そして、学習面だけではなく、家族関係、対人関係等を含めた人格形成の意味からも、きこえない子どもたちにとってどういう寄与ができるのかということも、やはり研究としてしっかり示していけたらと考えていますので、ご賛同いただけましたときには、また努力させていただきたいと思っております。

ほかに、何かご意見はありますか。委員、お願いします。

○委員 委員のご質問に対して事務局がお答えになった件ですが、実施の主体は大聴協で、大阪府と密接に連携するといっておられるのですが、きょう配られている、大阪府と大聴協さんの協定書ですね。協定書の第2条によりますと、甲と乙、つまり大阪府と大聴協さんは、前条の目標を達成するために次のことについて連携と協力。つまり、連携協力なんですね。

ということは、主体は大聴協さんですね。でも、来年からは相当の、相当かわかりませんが、税金が投入されると。

もし、大聴協さんと大阪府がこの事業に関して意見が違ったときに、どちらが優先されるのかというと、実施主体の意見が優先されると思うんです。そのときに、税金を投入している側として、黙ってそのまま従うのかどうか。一般論で言うと、このような公の事業を実施するときは、実施主体は自治体であって、あとはどこかの団体に委託事業としてお願いする。一般論はそうなんです、その形を取っていないですね。

何で取っていないかはお聞きませんが、大聴協さんと大阪府の事務局の意見が違ったときに、どうするんですかねという心配なんです。どちらかの意見で事業は進むと思うんですが、その進む方向がいいのか悪いのか。今そんな議論をしてもしかたがないんですが、意見が違ったときはどうするのかなという。解決方法をどうするのかなということを、ぜひ念頭に置いておかないと、後々事業が停滞すると困るので、事務局としてはどういうお考えかと。今すぐ答えてもらえないかもわかりませんが、その点も検討していただきたいなということです。以上です。

○部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 事務局でございます。非常に有意義なご指摘をありがとうございます。

確かに、行政庁と当事者を代表する団体との間で意見が食い違っていく可能性はないとは言えないんですけども、基本的にはそういったことを限りなくなくしていくために、一致協力して取り組みましょうと決意表明しているのがこの協定書でございますので、まず、そこはしっかりと。日常親密な関係と、喧々諤々の議論もときにはあるかと思えますけれども、方向性を一つのものにできるように、しっかりと意識の共有は図っていきたいと思います。

もし、その上でも大阪府という行政の立場からのものの見方と、当事者の皆さんからの、大聴協さんとしてのものの見方で、今後進んでいくべき方向性で違いが出てくるということであれば、そのときはしっかりとその違いがいったいどのように、その違いをしっかりと消化して取り組んでいくべきものなのかということについてご議論いただくためにも、この部会で評価、ご助言をいただけるものと考えておりますので。もしそのようなことがある場合にはです。

ただ、見解が違って関係性が悪化するとかそういうことじゃなくて、見解の違いが出てくるというのは非常に大事なことだと思いますので、もしそういったことがあったら、しっかりと大阪府と大聴協さんと。そのとき、この事業に日常関わっていただいている河崎部会長のお手もお借りしながら整理をして、こちらの部会でそういった見解の違いについて、どのように整理していくべきかについては、しっかりとご意見をいただいて、また改めて方向性を定めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

時間が押してまいりましたが、この件については、はい、委員どうぞ。

○委員 先ほどの発言で、聴覚障がい乳幼児をカバーしている機関として、聴覚支援学校と「ぴよんぴよん教室」を申し上げましたが、「ゆうなぎ園」を指摘するのを忘れてしていました。失礼しました。「ゆうなぎ園」を含めて、大阪府ではかなり高い率でカバーできていると思います。

○部会長 ありがとうございました。それでは、次第の次に移ってまいりたいと思います。議題2の(3)その他というのは、まだ資料の説明で残っている。資料3、4、5についての説明がまだだったかと思っておりますので、事務局よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。時間の都合もございますので、簡潔に資料3から5につきましてご説明させていただきます。

まず、資料3でございますけれども、大阪府以外の都道府県、そして府内の市町村においての条例の制定に係る状況を取りまとめさせていただいております。

都道府県に関しては、既に制定しているところが13府県。そして、現在制定に向けた検討をしているのが7道府県という状況でございます。

府内の市町村に関しましては、既に制定しているところが堺市、大東市、熊取町、大阪市の4市町。ただし、堺市については手話言語条例というものではなく、コミュニケーション支援全般について、総合支援法などに法的根拠があるということで、この部会の検討の対象外ということで整理させていただいている分野も含め、堺市は条例を制定しているという状況でございます。

現在21市町村が制定に向けた検討に着手しているという状況で、大阪府内の市町村さん、かなり手話言語条例の制定に向けて取組みを進めていっておられまして、特に「こめっこ」に関しての問い合わせが、われわれ事務局に対して増えているというような状況でもございます。

その他ですが、参考といたしまして、条例を制定しているところにおける取組みを大阪府の2条から5条までの条文に沿った形として整理をさせていただいているのが、それから後の資料なんですけれども、1点修正をさせていただきますと、区分で「その他」とさせていただいているんですが、「普及啓発」の誤りでございます。口頭で申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。

基本的には、どの府県においても普及啓発に係る取組みがほとんどで、具体的に条例に基づいて取組みをしているといった事例は見られないような状況でございます。

続きまして、資料4に行かせていただきます。大阪府といたしまして、これまでの国への提案として手話言語に関する法律の制定に関して提言を行ってきたところでございますが、昨年度の部会の提言や、その後の条例制定の検討および条例の制定を踏まえて、大阪府としての手話言語に関してのスタンスが明確になりましたので、今回このような形で今後は国に提言をしていきますといったことで、ご報告をさせていただいております。

基本的には、冒頭、条例の制定の背景でご説明させていただきました手話の習得機会が確保されていない状況があるので、そういったことについてしっかりと是正できるような法制度の整備を行っていただきたいということを、今後は国に求めていきたい。特に、児童福祉法や学習指導要領の改正といったところを求めていきたいと考えているところでございます。

最後、資料5でございます。本日のご議論でも一部紹介させていただきました、現在大聴協さんが民立民営という形で取り組んでいただいている聴覚障がい者情報提供施設、大阪ろうあ会館ということで皆さまには親しまれているものですが、それらが入居している谷町福祉センター、そして、それ以外に点字図書館などが入居している盲人福祉セ

ンター。それと、盲ろう者通訳・介助者派遣事業などの拠点となっております障がい者社会参加促進センター。このいわゆる福祉3センターについて、耐震化やバリアフリーへの対応の必要性から、平成32年度の早期を目標に移転集約を図ることとなりました。

そして、平成32年度早期に森之宮地域に、こちらの事業名のところでも記載させていただいておりますが、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点という仮称で、新たな施設を、公の施設として今後整備していく予定でございます。

これまでの大阪府議会等での議論におきまして、この新たな支援拠点の機能として、手話言語条例に基づく取組みで得られたものについても、新しい機能としてい続けていくべきではないかといったご議論もございますので、今後3年かけまして、この手話言語条例に基づく取組みについて、こちらの部会で評価、ご助言いただいた内容を踏まえ、この新たな支援拠点の機能についても、今後は反映していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上、報告事項でございます。よろしく願います。

○部会長 ありがとうございます。今の報告について、何かご質問はありますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、議題3のその他について、事務局よろしく願います。

○事務局 はい、事務局でございます。長時間ありがとうございます。最後の議題3のその他でございますけれども、次回の日程につきまして、少しご案内させていただきまして、具体的な日程については別途調整させていただきたいと思っております。

次回でございますけれども、こちらの部会でのご評価、そしてご助言いただいた内容を基に、着実に来年度以降の施策に反映させていきたいという思いから、次回の部会につきましては、ピンポイントで大変恐縮でございますが、10月の第1週。10月2日月曜日から10月6日金曜日までの期間で、委員の皆さまの日程調整を改めてさせていただきたいと思っております。

場所等につきましては、また決まり次第、改めてご報告させていただきます。よろしく願います。

○部会長 はい、ありがとうございました。

時間が過ぎてしまって申し訳なかったんですけども、本日の議論はこれまでにさせていただきます。何か最後に事務局、よろしいでしょうか。では、司会を事務局にお返しいたします。

○事務局 はい、ありがとうございました。河崎部会長、委員の皆さま、本日はありがとうございました。次回につきましても、よろしく願います。

それでは、以上をもちまして「第1回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例評価部会」を閉会とさせていただきます。皆さま、ありがとうございました。

(終了)